

光地区消防組合中央消防署北出張所整備計画

令和5年2月

光地区消防組合

目次

序章 はじめに	1
第1章 整備方針	2
(1) 基本方針	2
(2) 庁舎の現状と課題	3
(3) 整備手法とコスト比較	6
第2章 整備予定地	9
(1) 選定条件	9
(2) 候補地	10
(3) 現場到着時間の比較	13
(4) 整備予定地の選定	14
第3章 整備計画	16
(1) 職員及び車両の配置状況	16
(2) 必要な諸室等の目的及び現状	17
(3) 法整理・規模・構造	25
(4) 整備イメージ	30
第4章 事業計画	33
(1) 概算事業費	33
(2) スケジュール	33

序章 はじめに

光地区消防組合は、昭和 48 年 3 月 31 日に光市、田布施町、大和町、熊毛町の 1 市 3 町の構成で業務を開始し、平成 15 年 4 月 21 日の周南市発足、平成 16 年 10 月 4 日の光市と大和町の合併を経て、現在の 2 市 1 町（光市、田布施町、周南市（旧熊毛町））での構成となり、令和 5 年 4 月で 50 年目を迎えます。

光地区消防組合では、消防本部・中央消防署、東出張所、北出張所の 3 施設を保有しています。中央消防署北出張所の庁舎は、組合発足時に鉄筋コンクリート造により竣工したもので、これまで大規模な増築や修繕は行っていません。

鉄筋コンクリート造の建物は、法定耐用年数 50 年であることから、構造体や内外装の老朽化と設備の更新時期を迎えています。また、昭和 56 年以前の建築物は、旧耐震基準により設計されており、大規模地震には対応できない水準となっています。令和 4 年度に実施した耐震診断では、新耐震基準での耐震性能が不足していることが明らかになりました。この耐震診断による構造耐震指標（I s 値）は 0.3 以下で、防災拠点施設としての機能が確保できないという結果でした。管轄地区は、南海トラフ地震防災対策推進地域指定市町村であり、防災拠点施設としての耐震化は必須条件となります。

消防を取り巻く環境は、竣工当時と比べて多様化・複雑化し、業務量が増加しており、それに見合った施設の増築や訓練施設を設置しておらず、事務や訓練を効率的かつ効果的に行うことが困難な状況となっています。また、執務室で事務・相談・食事のスペースを兼用しており、執務環境の改善やプライバシーの確保も喫緊の課題となっています。さらに、平成 28 年 4 月から「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行されたことに伴い、女性職員が勤務するために必要な施設が求められており整備が必要です。

人や環境にやさしい庁舎を目指し、バリアフリーの導入、運用時の省エネルギー・省資源化を検討します。

以上のことから、防災拠点施設となる庁舎の建替えを早急に実現するため「光地区消防組合中央消防署北出張所整備計画」を策定いたします。

第1章 整備方針

(1) 基本方針

地域住民の安心・安全のシンボルになる庁舎を目指すため、4つの基本方針を掲げます。

①地域防災の拠点施設となる庁舎

- ・耐震性、耐久性を確保し、大規模災害時に防災拠点施設としての機能を維持する。
- ・非常用電源設備等のインフラ機能を維持する設備を整備する。
- ・十分な敷地面積を確保し、構成市町や関係機関の人員、車両等が集結可能な庁舎とする。

②機能性に優れた庁舎

- ・出勤に係るエリア、執務に係るエリア、生活に係るエリアを明確にゾーニングし、業務効率の向上につながる庁舎とする。
- ・感染防止対策が適切に行える施設や設備を整備し、良好な執務環境を整えた庁舎とする。
- ・消火、救急、救助等の実践的かつ効果的な訓練が行える庁舎とする。

③使いやすく親しみが持てる庁舎

- ・誰もが安心して利用できるように、バリアフリーの導入を図る。
- ・衛生的でプライバシーに配慮した施設とし、環境面での改善を図る。
- ・女性職員の生活スペースを充実させ、男女が共働できる環境とする。

④環境に優しく経済性のある庁舎

- ・太陽光発電等の導入により、再生可能エネルギーを活用する。
- ・蓄電池や雨水貯留型防火水槽の設置により、経済性や地球環境に配慮した庁舎とする。
- ・LED照明や節水型衛生器具の採用等により、省エネルギーに配慮し、ランニングコストの低減を図る。

(2) 庁舎の現状と課題

① 庁舎の概要

- ・ 運営 : 光地区消防組合(昭和47年発足)
※光市・田布施町・周南市(旧熊毛町)の2市1町で構成
- ・ 敷地面積 : 1,010.92 m²(駐車場用地を含む)
- ・ 構造 : 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造平屋建て(延床面積 295.93 m²)
- ・ 沿革 : 昭和48年3月竣工、平成4年一部増築(車庫棟)
平成10年一部増築 現在49年経過
- ・ 諸室等 : 執務室、受付通信室、仮眠室、炊事場、浴室、便所、書庫
消防倉庫、車庫、油庫、ホース乾燥塔
- ・ 配置車両 : 4台
消防ポンプ自動車、水槽付き消防ポンプ自動車、高規格救急自動車、広報車
- ・ 職員数 : 16名 所長1名、職員5名×3係

② 庁舎の現状

現在の北出張所は、昭和48年に完成した庁舎で、その後、平成4年に車庫棟、平成10年に執務室の一部の増築を行ったものの、建築当時から大規模な増築や修繕は行っていません。執務室は、相談室や食事スペースを兼ねており、十分な執務空間を確保できていません。

現庁舎は、築後49年が経過し、施設は老朽化、設備は旧式のまま更新されていません。また、耐震診断の結果から耐震性能の不足が明らかになっており、防災拠点施設として十分な機能が維持できない状況にあります。



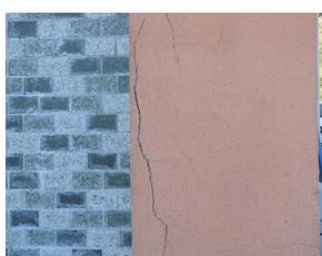
現庁舎南側外観



現庁舎北側外観

●建物の劣化状況

- ・構造体：柱・壁にひび割れが見受けられる。
車庫棟の鉄骨に全体的に錆が発生している。
- ・屋根：全体的に防水材の劣化が見受けられる。
- ・外壁等：軒裏の鉄筋露出、外壁・軒裏にモルタルの剥落が見受けられる。
- ・建具：躯体の傾きにより開閉不良の箇所がある。
- ・内部：間仕切壁にひび割れ、天井材・壁材の劣化が見受けられる。
- ・設備：配管保温材に劣化が見受けられる。



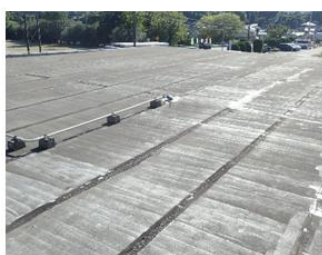
柱のひび割れ



壁のひび割れ



車庫棟鉄骨梁の錆



屋上防水の劣化



軒裏の鉄筋露出



外壁のモルタルの剥落



建具の開閉不良



天井材の劣化



配管の劣化

③庁舎の課題

●施設の老朽化

- ・庁舎は築後 49 年が経過し、構造体や内外装の老朽化と設備機器の更新時期を迎えている。
- ・建設当時に比べ消防車両が大型化され、車庫は、スペースが著しく不足し、天井の高さも不足している。

●低い耐震性

- ・令和 4 年度に実施した耐震診断の結果によると、旧耐震基準で建設された本庁舎は、柱や壁量の不足により、耐震性能が低いことが示されている。
- ・構造耐震指標（Is 値）の最も低い値は 0.219 であり、「地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。」とされている。
- ・東日本大震災以降、防災拠点機能の必要性が高まっているが、現状では大地震時に庁舎の機能が完全に停止するおそれがある。

●低い利便性

- ・執務室は、相談室や食事スペースを兼ねており、十分な執務空間を確保できていない。
- ・仮眠室は、車庫の裏に設けられているため、車両の排気ガスが充満し、消防職員の生活環境や衛生環境に支障をきたしている。

(3) 整備手法とコスト比較

整備手法は、既存庁舎を活かす耐震リニューアルと全面建替が考えられます。上記手法の比較検討を行い、整備手法について考察します。

● 整備手法と条件設定

① 耐震リニューアル

- ・ 長スパンの梁の補強、CB壁の解体→RC壁の新設等の耐震改修を行う。
- ・ 上記の耐震改修対象床面積は約 135 m²とする。
- ・ 耐震リニューアル工事中の仮設庁舎が必要となる。

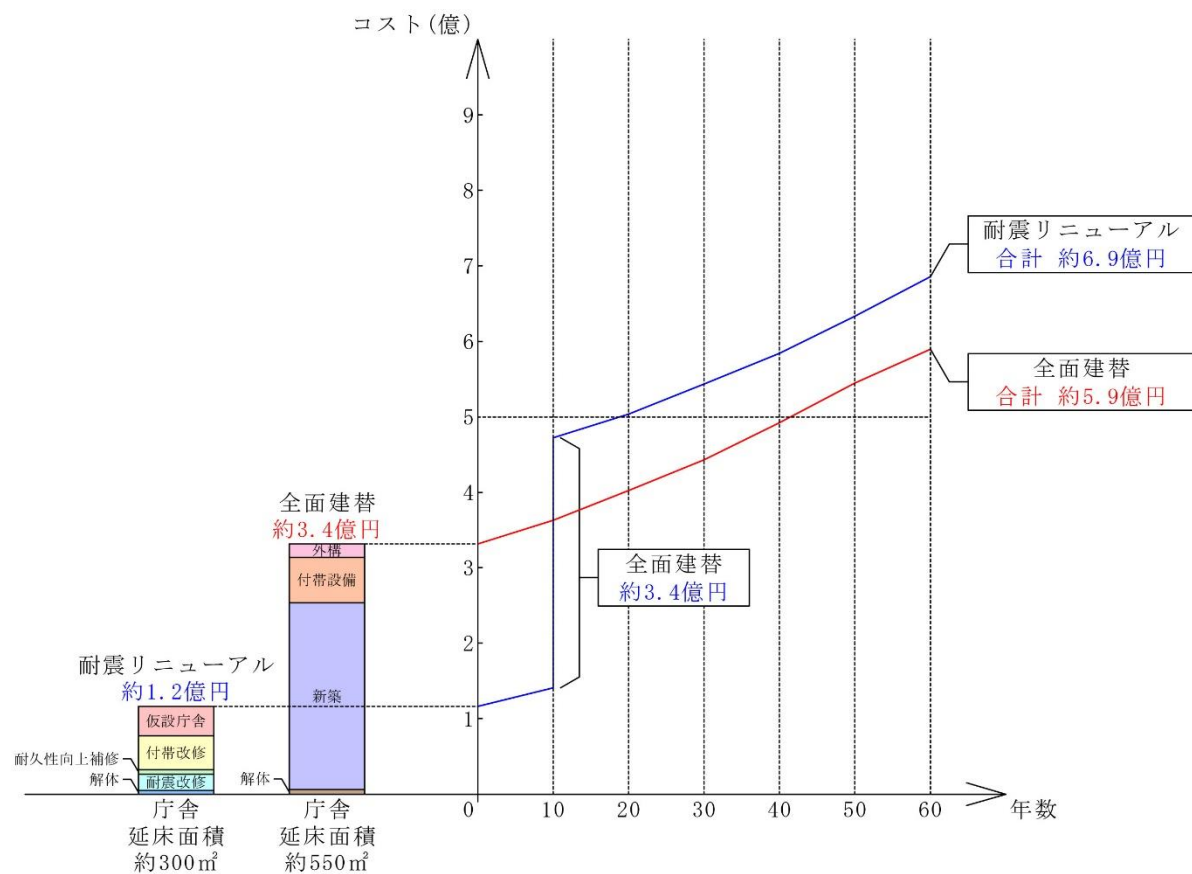
② 全面建替え

- ・ 庁舎の規模は「第3章-(3)-②規模」の設定より 550 m²とする。
- ・ 仮設庁舎は不要。

評価項目		整備手法	
		耐震リニューアル	全面建替
規模		約 300 m ² ×	約 550 m ² ○
イニシャルコスト(初期) ※庁舎の建設費のみ、造成費・設計費等は除く		約 1.2 億円 ○	約 3.4 億円 ×
基本方針	①地域防災の活動拠点となる庁舎		
	・ 耐震性、耐久性の確保	△	○
	・ 非常用発電等の整備	×	○
	・ 連携体制の構築	△	○
	②機能性に優れた庁舎		
	・ 業務遂行のためのゾーニング	×	○
	・ 感染症対策が行える施設	×	○
	・ 職員等の教育・訓練が行える施設	△	○
	③使いやすく親しみが持てる庁舎		
	・ プライバシーの確保	×	○
	・ 女性専用の生活スペースの確保	×	○
	・ バリアフリーの導入	×	○
	④環境に優しく経済性のある庁舎		
	・ 太陽光発電等の導入	×	○
	・ 蓄電池や雨水貯留型防火水槽の設置	×	○
	・ ランニングコストの低減化	×	○
総合評価		×	○

● ライフサイクルコストによる比較

- ・ 維持管理費、光熱水費、修繕費は「国家機関の建築物等の保全の状況」（国土交通省大臣官房官庁営繕部）の平均値を用いる。
- ・ 耐震リニューアルは10年後に全面建替を想定。
- ・ 全面建替のサイクルは60年を想定。



●第1章「整備方針」についての考察

建設コストのみで比較すると全面建替よりも耐震リニューアルの方が安くなります。しかし、耐震リニューアルは、耐久性・耐震性が向上しても、築後49年を経過している建物の寿命を伸ばすことはできません。鉄筋コンクリート造の建物の寿命を考える場合、コンクリートの中性化が一つの指標となります。アルカリ性のコンクリートは、外部から徐々に中性化が進行し、水や空気を通しやすい状態になります。中性の層は、年に約0.5mmずつ増えていくとされ、これが鉄筋まで達すると物理的効用持続年数、いわゆる寿命と判断されます。通常、耐力壁のかぶり厚さ(鉄筋を保護するコンクリートの厚み)は、30mmで施工されます。30mmが年に0.5mmずつ中性化すると60年で寿命を迎えることとなります。そのため、築後49年を経過した北出張所では、耐震リニューアル後から10年程度で全面建替が必要となります。鉄筋コンクリート造の建替サイクルである60年間でコスト比較をすると、トータルコストは、全面建替が約5.9億円、耐震リニューアルが約6.9億円となり、全面建替のほうが安くなります。

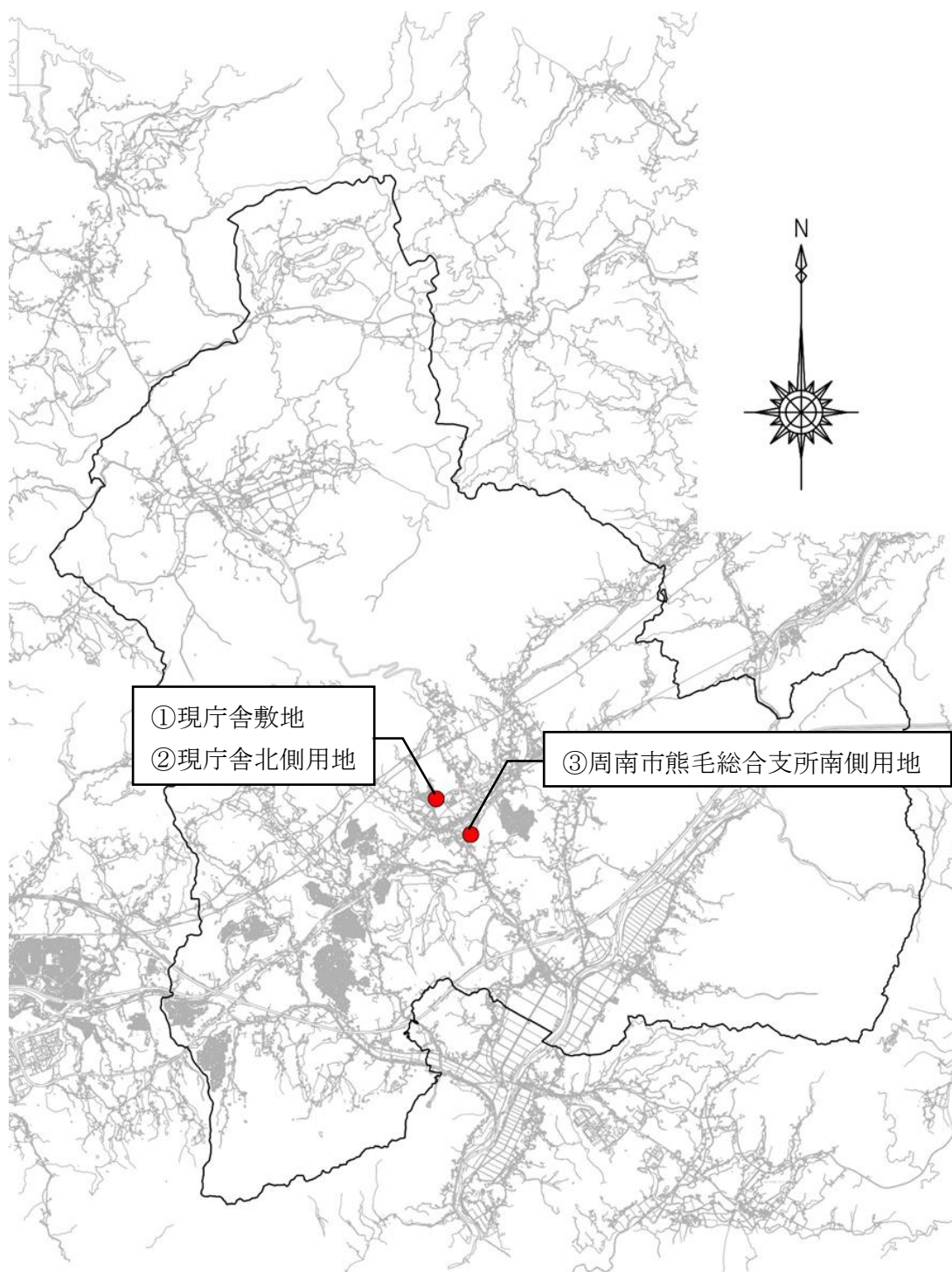
また、「第1章-(1)基本方針, (2)庁舎の現状と課題」で挙げた課題や機能の確保という観点において、耐震リニューアルは、根本的な解決にはなりません。

したがって、トータルコストおよび機能性等から総合的に判断すると、全面建替により新庁舎を建設することが、最も現実的な整備手法であると考えられます。第2章からは、整備手法を全面建替として、比較・検証を行います。

第2章 整備予定地

(1) 選定条件

北出張所の主な出勤エリアである旧熊毛町内で、下図に示す①現庁舎敷地、②現庁舎北側用地、③周南市熊毛総合支所南側用地を移転候補地とします。



(2) 候補地

① 現庁舎敷地

敷地概要	敷地面積	1,010.92㎡	
	接道・幅員	東側：市道 6.5m	
	所有者	光地区消防組合	
	用途地域	第一種住居地域	
法規制	建蔽／容積	60％／200％	
	道路斜線	勾配1.25	
	隣地斜線	20m＋勾配1.25	
	日影規制	あり（建物高さ10m以上）	
平均現場到着時間	他の候補地と比較してもほとんど差はない。		
交通アクセス	国道に接道可能。（将来工事）		
周辺環境	現在地であり、住宅が近接している。		
敷地条件(用地／インフラ)	現在地のため問題ない。造成を行えば、2面接道が可能。		
災害・ハザードマップ	敷地の半分が急傾斜地の土砂災害警戒区域に該当し、対策が必要。		
地形	平坦地である。現状の敷地面積では建替が困難。		
建設コスト(造成)	国道への接道のため検討が必要。		
現地の状況			

②現庁舎北側用地（現庁舎敷地含む）

敷地概要	敷地面積	約2,000㎡	
	接道・幅員	東側：市道 6.5m	
	所有者	周南市	
	用途地域	第一種住居地域	
法規制	建蔽／容積	60％／200％	
	道路斜線	勾配1.25	
	隣地斜線	20m＋勾配1.25	
	日影規制	あり（建物高さ10m以上）	
平均現場到着時間	現庁舎と国道までの距離は変わらないため、差はないものとする。		
交通アクセス	国道に接道可能。（将来工事）		
周辺環境	現在地であり、住宅が近接している。		
敷地条件(用地／インフラ)	現在地のため問題ない。造成すれば、2面接道が可能。		
災害・ハザードマップ	敷地の半分が急傾斜地の土砂災害警戒区域に該当し、対策が必要。		
地形	平坦地である。		
建設コスト(造成)	国道への接道のため検討が必要。		
現地の状況			

③周南市熊毛総合支所南側用地

敷地概要	敷地面積	2,856㎡	
	接道・幅員	北側：市道 9.0m	
	所有者	周南市	
	用途地域	第一種住居地域	
法規制	建蔽／容積	60％／200％	
	道路斜線	勾配1.25	
	隣地斜線	20m＋勾配1.25	
	日影規制	あり（建物高さ10m以上）	
平均現場到着時間	現庁舎と比較してもほとんど差はない。		
交通アクセス	市道に接道している。県道までの所要時間は1分弱。		
周辺環境	住宅が近接している。		
敷地条件(用地／インフラ)	市有地のため交渉し易い。上水道は新たに引込が必要。		
災害・ハザードマップ	ハザードマップ対象区域なし。		
地形	平坦地だが、平面的に不整形な地形である。接道とは一部高低差あり。		
建設コスト(造成)	計画によっては、造成の可能性あり。		
現地の状況			

(3) 現場到着時間の比較

目的地 \ 候補地		①現庁舎敷地		②現庁舎北側用地		③熊毛総合支所南側用地	
		所要時間	距離	所要時間	距離	所要時間	距離
旧熊毛町	北部 (八代小学校)	10分59秒 —	7.4km	10分59秒 —	7.4km	11分33秒 +34秒	7.7km
	中央部 (勝間駅)	02分02秒 —	1.7km	02分02秒 —	1.7km	02分53秒 +51秒	2.2km
	東部 (ENEOS宇佐美)	04分34秒 —	3.8km	04分34秒 —	3.8km	05分08秒 +34秒	4.1km
	南部 (熊毛IC)	03分29秒 —	2.8km	03分29秒 —	2.8km	02分33秒 △1分4秒	1.7km
	西部 (大河内駅)	04分41秒 —	3.9km	04分41秒 —	3.9km	05分29秒 +38秒	4.4km
	その他 (三丘小学校)	05分53秒 —	4.8km	05分53秒 —	4.8km	04分26秒 △1分27秒	3.7km
	平均現場到着時間		05分16秒		05分16秒		05分20秒

時間表示

上段：所要時間

下段：現庁舎との時間差

予測所要時間の算出方法

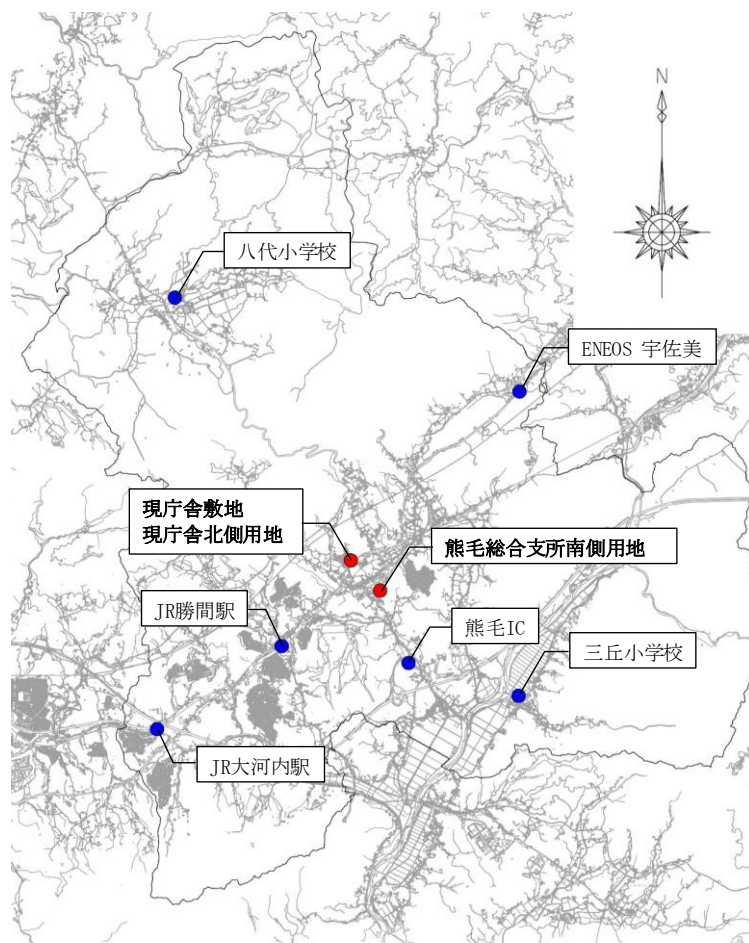
国道：50km/h

県道・市道：40km/h

*原則、鉄道踏切を通行しない。

②現庁舎北側用地について

現庁舎と比べ国道への進入方法及び国道までの距離は変わらないため、差はなしとする。



(4) 整備予定地の選定

候補地 諸条件	①現庁舎敷地		②現庁舎北側用地（現庁舎敷地含む）		③周南市熊毛総合支所南側用地	
1 敷地面積	×	1,010.92㎡ 建替になるため、面積が不足	◎	約2,000㎡ 現庁舎敷地北側を拡張	△	2,856㎡ 敷地が不整形で配置効率が悪い
2 土地取得	◎	消防組合所有地	○	市有地・一部消防組合所有地	○	市有地
3 地質概要	△	周辺では、地盤改良や杭基礎を採用 地質調査により判断	△	周辺では、地盤改良や杭基礎を採用 地質調査により判断	○	周辺地盤は、良好 地質調査により判断
4 造成コスト	△	2方向の出庫には、造成が必要	△	2方向の出庫には、造成が必要	△	計画によっては、造成が必要
5 インフラ（上・下水道）	◎	上・下水道とも整備済み	◎	上・下水道とも整備済み	△	前面道路より、上水道の引込が不可能 下水道は、整備済み
6 平均現場到着時間 ※13ページ参照	◎	他の候補地と比較してもほとんど差はない	◎	現庁舎と国道への距離等は、変わらないため、 差はないものとする	◎	現庁舎と比較してもほとんど差はない
7 幹線道路沿線へのアクセス	○	国道に接道可能（将来工事）	○	国道に接道可能（将来工事）	△	市道に接道 県道までの所要時間は、1分弱
8 道路環境	○	国道と市道の2方向に出庫可能（将来工事）	○	国道と市道の2方向に出庫可能（将来工事）	△	熊毛総合支所の裏手になるため、見通しが悪い
9 住宅の状況	◎	住宅が近接している 現在地のため、理解を得やすい	◎	住宅が近接している 現在地のため、理解を得やすい	△	住宅が近接している 住民へ十分な説明が必要
10 災害対策	△	土砂災害警戒区域（急傾斜地） イエローゾーン	△	土砂災害警戒区域（急傾斜地） イエローゾーン	◎	ハザードマップ対象区域なし
総合評価	△		◎		○	

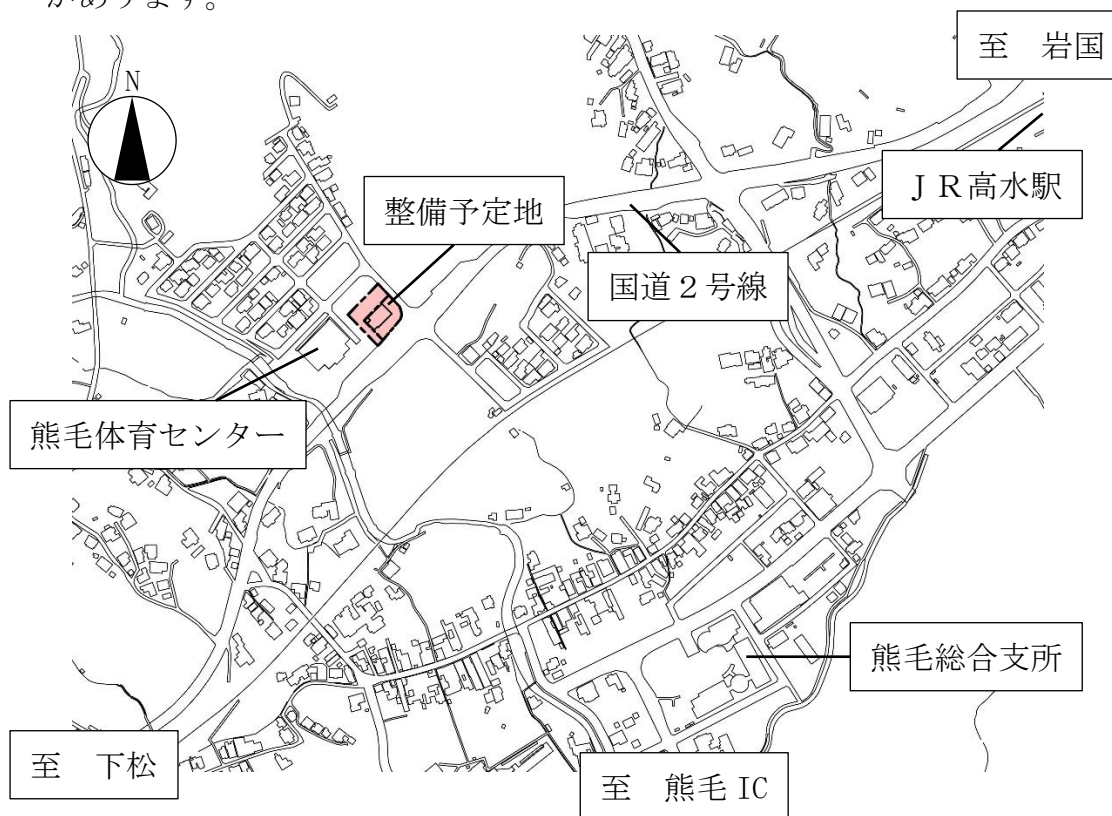
●第2章「整備予定地」についての考察

3箇所の候補地について、比較検証した結果、最も評価の高い「②現庁舎北側用地（現庁舎敷地含む）」を新しい北出張所庁舎の整備予定地とします。

当該予定地は、旧熊毛町内の各方面から利用しやすい場所に位置しています。特に国道沿いの立地と熊毛 IC へのアクセスを評価しています。国道や高速道路は、災害発生時の緊急輸送道路に指定されており、災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線となっています。現状は、国道への出入口がないことから、建替えの際には、造成工事を行い、国道と市道の2方向に出庫可能とします。

その他の評価項目としては、現在地のため、インフラの整備が済んでいることや周辺への影響が抑えられることがあげられます。さらに、周囲の建物や土地も市が所有しており、工事中の緊急車両の仮駐車場やバックヤードの確保等で協力を得ることが可能です。

なお、現庁舎に隣接する場所で建替工事を進めるため、緊急車両の出動動線の確保や来庁者への安全確保に配慮することが必要となります。また、土砂災害警戒区域(イエローゾーン)に該当しており、急傾斜地崩壊の懸念があることから、敷地東側の急傾斜地を十分に考慮し、擁壁設置等の対策を講じることで、災害発生時においても安全に業務を持続できる施設となるように検討を行う必要があります。



第3章 整備計画

(1) 職員及び車両の配置状況

①職員

勤務する職員は、「所長」1名「職員」5名×3係＝15名の合計16名です。

②配置車両

配置が予定されている、現有車両を下記に示します。

車両区分	台数	車両サイズ(mm)		
		長さ	幅	高さ
消防ポンプ自動車	1	5,690	1,890	2,720
水槽付消防ポンプ自動車	1	6,270	2,270	2,670
高規格救急自動車	1	5,560	1,890	2,490
広報車	1	4,040	1,660	2,060



消防ポンプ自動車



水槽付消防ポンプ自動車



高規格救急自動車



広報車

(2) 必要な諸室等の方針及び現状

出動に係るエリア・執務に係るエリア・生活に係るエリアに必要な諸室等を現庁舎の現状を踏まえて整理し、整備の方針を明確にします。併せて、その他の施設についても整備の方針を明確にします。

① 出動に係るエリア

1) 車庫

■ 方針

- ・ 緊急車両の車庫は、消防署の要となります。
- ・ 緊急車両は、迅速に出動するために前面道路に対して車両を一行に配置し十分な車両間隔と出動動線を確保します。
- ・ 天井の高さ(梁下)は、近年の車両大型化に対応する必要があります。

■ 現状

- ・ 車両の大型化により、車両同士の間隔が狭く、出動時の安全確保が十分とは言えません。

2) 出動準備室

■ 方針

- ・ 消防職員が出動するために必要な装備を着装し、出動の準備をする室とします。
- ・ 効率的かつ迅速に出動態勢が取れる動線を確保します。
- ・ 勤務人員を勘案し、収納庫を含めた装備着装スペースを設けます。
- ・ 防火服を着装しながら出動先の情報等を確認できる、設備の設置を検討します。

■ 現状

- ・ 未設置です。

3) 消防倉庫

■ 方針

- ・ 工作台及び車両積載品の収納スペース、充電作業及びバッテリーの設置スペース、空気ボンベ等の保管スペースを兼ねる倉庫とします。

■ 現状

- ・ 機能は保持していますが、必要なスペースが確保されていません。

4) 油庫

■方針

- ・消防活動資機材の油圧資器材や車両のオイル、自動車燃料等を保管する倉庫とします。
- ・規模に合わせて関係法令を遵守し、効率的な位置に整備します。

■現状

- ・機能は保持していますが、庁舎とは別棟です。

5) 救急消毒室

■方針

- ・適切に感染症対策が行える機能を有した室とします。
- ・災害で使用した装備類の洗浄スペースや設備の設置スペースが必要になります。

■現状

- ・未設置です。

6) 救急用備品庫

■方針

- ・救急資機材を保管しておくための倉庫とします。
- ・薬剤を取り扱うため、適正な管理が必要となります。
- ・救急消毒室と隣接して設置する必要があります。

■現状

- ・未設置です。

7) 乾燥室

■方針

- ・消火活動等で濡れた防火服等を乾燥させる室とします。

■現状

- ・未設置です。

8) タイヤ庫

■方針

- ・緊急車両のタイヤを、屋内で保管するための倉庫とします。

■現状

- ・屋内倉庫に保管しています。

9) 訓練室

■方針

- ・ 救急訓練やトレーニングを行う室とします。
- ・ 消防職員は、災害対応のため、日頃からトレーニングし、体力を維持向上する必要があります。

■現状

- ・ 救急訓練室は、未設置です。
- ・ トレーニング器具は、車庫棟内に設置していますが、スペースが不足しています。

10) 感染性廃棄物保管庫

■方針

- ・ 医療廃棄物を一時的に保管するための倉庫とします。

■現状

- ・ 未設置です。

②執務に係るエリア

1) 執務室

■方針

- ・事務、受付、打合せ、印刷室等の機能を持ち、災害対応時に緊急出動することを考慮し、通路を広くするなどのレイアウトとします。
- ・勤務する職員が働きやすく、かつ迅速に出動できる動線を確保した効率的な執務室を設置します。

■現状

- ・OA 機器の増加によりスペースが不足しています。
- ・打合せスペースが不足しており、効率的に作業できません。

2) 倉庫

■方針

- ・出張所の事務用品を保管する倉庫とします。

■現状

- ・未設置です。

3) 書庫

■方針

- ・文書、台帳等を保管する倉庫とします。
- ・効率的な業務を行うため、執務室や相談室と隣接する必要があります。

■現状

- ・設置していますが、スペースが不足しています。
- ・執務室に隣接していない配置となっています。

4) 相談室

■方針

- ・来庁者への対応等に使用する室とします。
- ・プライバシー保護のため、専用の個室が必要になります。

■現状

- ・未設置です。

③生活に係るエリア

1) 食堂・休憩室

■方針

- ・職員が、食事・休憩をする室とします。
- ・災害出動によって食事や休憩時間が不規則になるため、整備が必要となります。

■現状

- ・簡易厨房スペースは、十分なスペースを保持しています。
- ・食事・休憩スペースは、未設置です。執務室で食事をしています。

2) 仮眠室(男性)

■方針

- ・男性職員が、当直中に仮眠するための室とします。
- ・感染症拡大防止やプライバシー保護の観点を踏まえ個室とし、勤務人員に適した部屋数を整備します。

■現状

- ・設置していますが、個室ではありません。
- ・仮眠室内のスペースが不足しています。

3) 仮眠室(女性)

■方針

- ・女性職員が、当直中に仮眠するための室とします。
- ・専用のシャワー室、洗面所等も、仮眠室内へ配置します。

■現状

- ・未設置です。

4) 更衣室

■方針

- ・職員が使用する室とします。

■現状

- ・ロッカーは、設置していますが、スペースが不足しています。

5) シャワー室(男性)

■方針

- ・個室を適当数設置します。

■現状

- ・浴室内に、1名用の浴槽とシャワーを併設しています。

6) トイレ

■方針

- ・来庁者及び職員用のトイレを適当数設置します。
- ・バリアフリー化したトイレを設置します。

■現状

- ・男性用のみ設置しています。

④その他の施設等

1) 洗浄スペース

■方針

- ・災害等で使用した防火服・消防用ホースなどを洗浄するスペースとします。
- ・汚染の可能性がある洗浄水が飛び散らないように、防水壁、排水溝などを整備する必要があります。

■現状

- ・コンクリート製の貯水槽を利用して洗浄していますが、スペースが不足しています。

2) ホース乾燥塔

■方針

- ・使用した消防用ホースを効率的に乾燥させる施設とします。

■現状

- ・手動装置のため効率的に作業が行えません。

3) 高所訓練施設・放水訓練施設

■方針

- ・屋上のスペースを活用し、はしご訓練やロープによる降下訓練等が行える施設とします。
- ・庁舎の壁面を活用し、実践的な放水訓練が行える施設とします。

■現状

- ・未設置です。

4) 防火水槽

■方針

- ・訓練での使用や雑用水としての活用を考慮した防火水槽とします。
- ・環境と経済性に配慮し、屋上の雨水を貯留できる防火水槽を整備します。

■現状

- ・未設置です。

5) 非常用電源等

■方針

- ・大規模災害時等に電力供給が停止した場合、指令回線等の中枢機能や出張所の機能を維持するため、非常用電源設備等を設置します。
- ・非常用電源設備等は、庁舎屋上に設置し、十分な耐震機能を確保します。

■現状

- ・未設置です。

6) 駐車場

■方針

- ・来庁者と職員が使う駐車場とします。
- ・災害時の参集する職員や関係機関車両の駐車スペースを確保します。

■現状

- ・8台分の駐車スペースを確保していますが、参集時等の駐車スペースが不足しています。

7) 駐輪場

■方針

- ・来庁者用及び職員用として必要台数を設置します。
- ・利便性を考慮した配置とします。

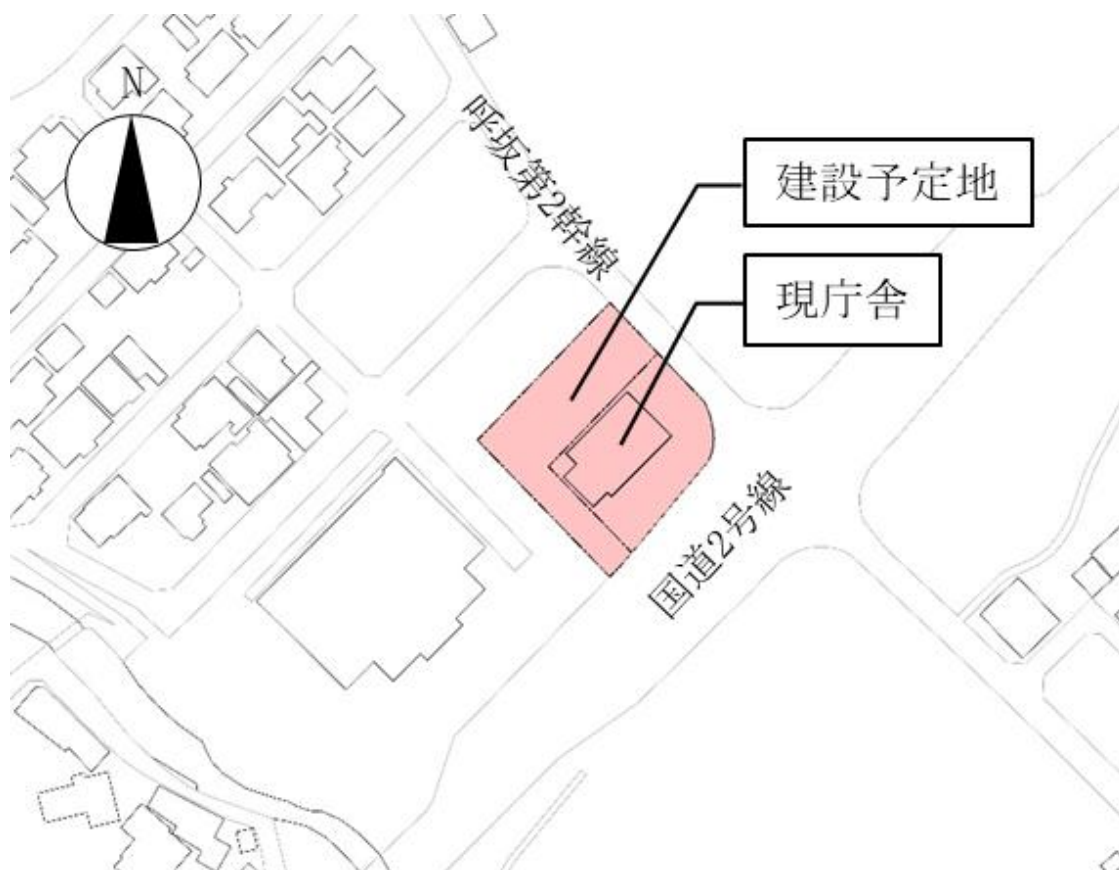
■現状

- ・未設置です。

(3) 法整理・規模・構造

① 法整理

建設予定地の所在、敷地面積、建蔽率・容積率、高さ制限といった基本情報及び建築基準法上の確認事項を概要として示します。



敷地北側の現況



敷地南側の現況

- ・所在地 : 周南市呼坂地内
- ・敷地面積 : 約 2,000 m²
- ・接道状況 : 市道呼坂第2幹線に接道 ※造成により国道2号線に接道予定
- ・用途地域 : 第一種住居地域
- ・建蔽率 : 60% (角地 : +10%) ・容積率 : 200%
- ・防火地域 : 指定なし ・高度地区 : 指定なし
- ・道路斜線 : 勾配 1.5/1、水平距離 20m
- ・隣地斜線 : 勾配 2.5/1、垂直距離 31m
- ・日影規制 : 指定なし
- 建築に係る主な関連法規制及び条例等
 - ・ 山口県建築基準条例
各条文の規定に適合させる。
 - ・ 消防法
必要な設備を設置する。
 - ・ 山口県福祉のまちづくり条例
庁舎は規模に関わらず届出義務、適合義務がある。
 - ・ 景観法及び景観条例
一般景観計画区域に該当、各条文に適合させる。
 - ・ 土壌汚染対策法
敷地面積 3,000 m²以下のため該当なし。
 - ・ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(建築物省エネ法)
適合性判定、適合義務がある。
 - ・ 都市計画法第29条(開発行為)
公益上必要な建築物に該当し、開発許可は不要。

②規模

- ・全国消防長会が示す「消防庁舎基準面積表(出張所)」を基本とし、「第3章(2)必要な諸室等の方針及び現状」を踏まえ、構成する諸室の必要面積を整理し、建物規模を算出します。
- ・庁舎の延べ面積は500～600㎡程度を想定します。
- ・建物規模や各室の床面積等は、基本・実施設計の中において詳細に検討します。

●庁舎

室名	全国消防長会 基準面積 (㎡)	必要面積 (㎡)	備考
車庫	153	100～130	
出動準備室	9	10～20	動線確保必要
消防倉庫	23	15～25	
油庫	15	3～5	
救急消毒室	12	10～15	
救急用備品庫	-	5～10	
乾燥室	2	2～3	
タイヤ庫	10	5～15	
訓練室	7	15～20	器具設置場所必要
感染性廃棄物保管庫	-	1～3	
執務室	22	50～70	受付通信室を兼ねる
倉庫	18	10～20	
書庫	15	10～15	
相談室	15	10～15	
食堂・休憩室	14	10～15	
仮眠室(男性)	24	35～45	個室化に対応
仮眠室(女性)	12	20～25	個室化に対応
更衣室	6	2～3	
シャワー室(男性)	17	15～20	
トイレ	-	-	規模による
廊下等	-	-	規模による

●その他の施設

- ・洗浄スペース、ホース乾燥塔、高所訓練施設・放水訓練施設、防火水槽
非常用電源等、駐車場、駐輪場

③構造

●基礎形式

建物の基礎については、既存の周辺地盤調査の情報や、設計時における地質調査結果を踏まえ、地盤改良や杭基礎等、地盤の特性に応じた経済的で構造上の安全性を確保できる工法を比較し、基礎形式を決定します。

●建築構造

耐震性、耐久性等を確保し、大規模災害時に地域防災の拠点施設としての機能を維持するため、鉄筋コンクリート造（RC造）とします。

●耐震性能

耐震安全性の分類については、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」（国土交通省大臣官房官庁営繕部）で定められた基準「構造体：Ⅰ類、非構造部材：A類、建築設備：甲類」とします。

部位	分類	耐震安全性の目標
構造体	Ⅰ類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
	Ⅱ類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるものとする。
	Ⅲ類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られるものとする。
建築非構造部材	A類	大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行ううえ、又は危険物の管理のうえで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
	B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られていることを目標とする。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できることを目標とする。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていることを目標とする。

●階層の比較検討

項目	平屋建て		2階建て	
	規模	共有部の面積を抑えられる	○	共有部の面積が増加する
緊急出動	動線がスムーズであり、迅速な出動につながる	○	階段を経由する必要がある、時間を要す	△
平面計画	計画の自由度が高い	○	2階に配置する部屋が限定される	△
コスト	延床面積が抑えられ、また、施工工期が短くなるためコスト減	○	延床面積が大きくなり、また、施工工期が長くなるためコスト増	△
敷地の有効利用	建築面積が増えることで、車両展開等のスペースが狭くなる	△	建築面積が減ることで、車両展開等のスペースが広がる	○
総合評価	○(採用)		△	

(4) 整備イメージ

① 庁舎の配置



交差点に面することで地域の安全・安心のシンボルとしての外観とします。

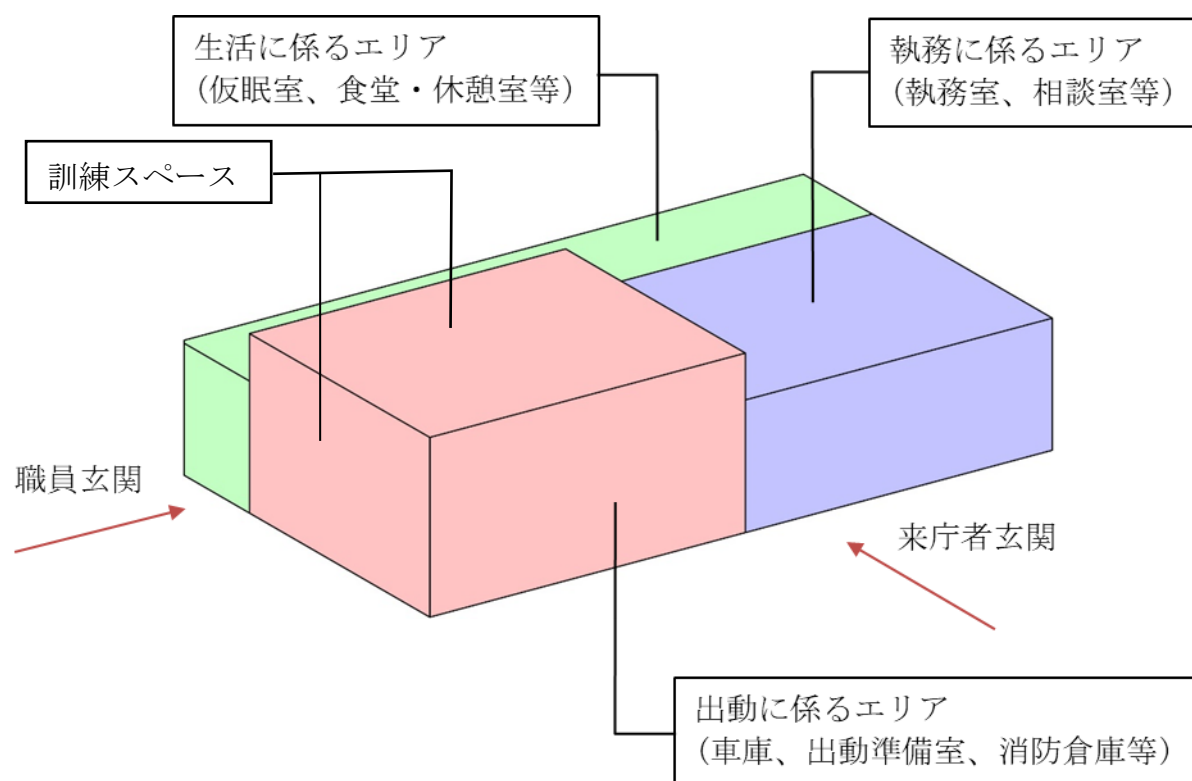
●建物形状・構成

I型で整形な建物形状とし、前面国道側に車両展開スペースを配置することで、機能的かつ迅速な出動が可能な建物とします。

●外構

前面道路2方向に出入口が設置可能なため、効率的な車両動線が確保され、庁舎、訓練スペース、車両展開スペース、駐車スペースの一体的な利用が可能となります。

②各エリアの配置



- 明確なゾーニング
 - ・出動に関する室を出動に係るエリア、一般事務等に関する室を執務に係るエリア、職員の生活に関する室を生活に係るエリアとして庁舎をゾーニングします。
 - ・出動動線と執務動線、生活動線が混在しないよう明確に区分します。
- 出動に係るエリア
 - ・車庫は、出動がしやすいように国道に向かって正面に設置します。
 - ・車庫周囲に出動準備室や救急消毒室、各倉庫を設置し、動線を単純化します。
 - ・生活に係るエリアから車庫までの出動動線を確保します。
- 執務に係るエリア
 - ・執務室は、緊急出動を考慮し、通路を広くします。
 - ・来庁者に配慮し、バリアフリー化します。
- 生活に係るエリア
 - ・出動・執務に係るエリアと食堂・休憩室間で来庁者や消防職員のプライバシーが保護されるように間仕切等で工夫します。

●第3章「整備計画」についての考察

必要機能等を検討した結果、新設する庁舎の延べ床面積は500～600 m²程度、建築構造は鉄筋コンクリート造（RC造）、階層は平屋建てを採用します。

床面積については、全国消防長会が示す「消防庁舎基準面積表(出張所)」を基本としています。現状の課題解決や必要機能確保の観点から、基準面積で不足がある諸室は、実状に応じて面積を算出しています。特に、仮眠室はプライバシー保護のため、個室化を検討しており、必要面積が大きくなっています。また、トイレや廊下等の共有部は、バリアフリーの導入を考慮して、設計時に詳細な検討が必要です。

建築構造については、耐震性、耐久性を確保し、大規模災害時に地域防災の拠点施設としての機能を維持することや屋上のスペースを活用し、訓練することから、鉄筋コンクリート造（RC造）とします。

階層については、緊急出動時の動線確保を重視しており、シンプルな動線を確保するため平屋建てとします。

庁舎や各エリアの整備については、地域住民の安全・安心のシンボルになる庁舎を目指すための整備方針に基づいて、出動動線の確保をはじめとした、配置やゾーニングの検討が必要です。



完成イメージ

第4章 事業計画

(1) 概算事業費

概算事業費を下記に示します。

建設工事費	約 3.4 億円
用地造成費(用地取得、設計、工事費等)	約 0.4 億円
設計費(基本・実施設計、地質調査等)	約 0.2 億円
合計	約 4.0 億円

※消費税及び地方消費税は含んでいません。

※整備計画立案時の試算です。今後の物価動向は考慮していません。

※備品等の購入費は含んでいません。

※アスベスト対応に係る解体工事費は含んでいません。

今後設計を進める中で建設コストの低減をはじめ、ランニングコスト・環境負荷の低減に配慮し、できる限りコストが抑えられるよう検討します。

(2) 財源

財源は、最も有利な緊急防災・減災事業債(充当率 100%、交付税措置 70%)を最大限活用します。

(3) スケジュール

令和 7 年度内の庁舎完成、令和 8 年度からの供用開始を目標に想定したスケジュールを下記に示します。

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
設計	調査 基本・実施設計			供用開始
工事			建築 解体 外構	